□不利益処分の処分基準

部	課	室 等	名	健康福祉部 高齢介護課 管理係
不利益処分名				指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消し等
根	拠	法	令	介護保険法
根	拠	条	項	第115条の19
連	基 絡 先		先	(電話 621-5587)
処分基準	基		準	(指定の取消し等) 第115条の19 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第54条の2第1項本文の指定を取することができる。 (1) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第2項第4号の2から第5号の2まで、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号号の3に該当者であるときを除く。)、第11号号の3に該当者であるときを除く。)のいずれかに該当するに医さるときない。のいずれかに該当するにと第4項第3号から第6号までのいずれかに該第115条の12第4項第3号から第6号までのいずれかに該第115条の12第4項第3号が高程介護予防サービス事業者が、第115条の12第6項の規定により当該指定を行うに当たって、付された条件に違反したと認められるとき。 (4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業の知識者とくは技能又は人達で立て、第115条の14第1項のは関数でで項に規定すると表でで項に規定するときのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
	参	考章	事項	介護報酬の解釈(発行:株式会社社会保険研究所)
	設定	芒等 年	月日	平成26年8月1日設定(平成 年 月 日最終変更)

(9) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定 所の従業者が、第115条の17第1項の規定により出	(徐ク事業
Ⅰ Ⅰ	
れてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁・ くは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み	
しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の	
の行為をした場合において、その行為を防止するため、	
域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督	
ときを除く。	
10 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手	没により第
54条の2第1項本文の指定を受けたとき。	
(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防	
業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に	
で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若し 違反したとき。	くは処分に
	サービス車
業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行	
き。	., 2 0 / 2 2
(13) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である:	場合におい
て、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若	
の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サー	ビス等に関
し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。	
(4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない	
る場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の は一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居	

サに因び下上人は右して下ゴな目標をした中でのもこと。)
如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如	
J	
進	